

総第九〇号

起案  
昭和五十八年十月二十日

決定	昭和五十八年十月二十日
上奏	昭和五十八年十月二十日
施行	昭和五十八年十月二十日
公布	昭和五十八年十月二十日

内閣総理大臣

内閣官房長官  
内閣官房副長官  
内閣法制局長官

内閣参事官

森野 國務大臣

金子 國務大臣

内海 國務大臣

齋藤 國務大臣

安倍 國務大臣

宇野 國務大臣

山本 國務大臣

塩崎 國務大臣

竹下 國務大臣

長谷川 國務大臣

加藤 國務大臣

谷川 國務大臣

瀬戸山 國務大臣

松垣 國務大臣

梶木 國務大臣

丹羽 國務大臣

林 國務大臣

大野 國務大臣

後藤田 國務大臣

安田 國務大臣

閣議了解事項

日本国際賞の創設について

(総理府本府)

内

閣

右閣議に供します。

通知案

昭和五十八年十月二十八日

内閣総理大臣 あて

内閣官房長官

昭和五十八年十月二十六日付け総賞第八六五号をもつて提出の「日本国際賞の創設について」は、本日提案のとおり閣議了解になりましたので、命によつて通知します。

A17  
1731  
104 2

総賞第 865 号

昭和 58 年 10 月 26 日

内閣総理大臣 中曾根 康 弘 殿

内閣総理大臣 中曾根 康 弘



日本国際賞の創設について

標記について、別紙のとおり閣議の了解を求めます。

(署名欄) 敬請(書)

105

0000 0873

日本国際賞の創設について

(昭和58年10月28日)  
閣議了解案

財団法人国際科学技術財団が授与する日本国際賞が、人類の平和と繁栄のために科学技術が果たす役割についての認識を深め、広く人類の発展に寄与しようとするものであることにかんがみ、その実施に関し、関係行政機関は、必要な協力を行うものとする。

理 由

日本国際賞は、世界的に権威のある国際的な賞となることを目指して、財団法人国際科学技術財団が創設しようとしているものである。

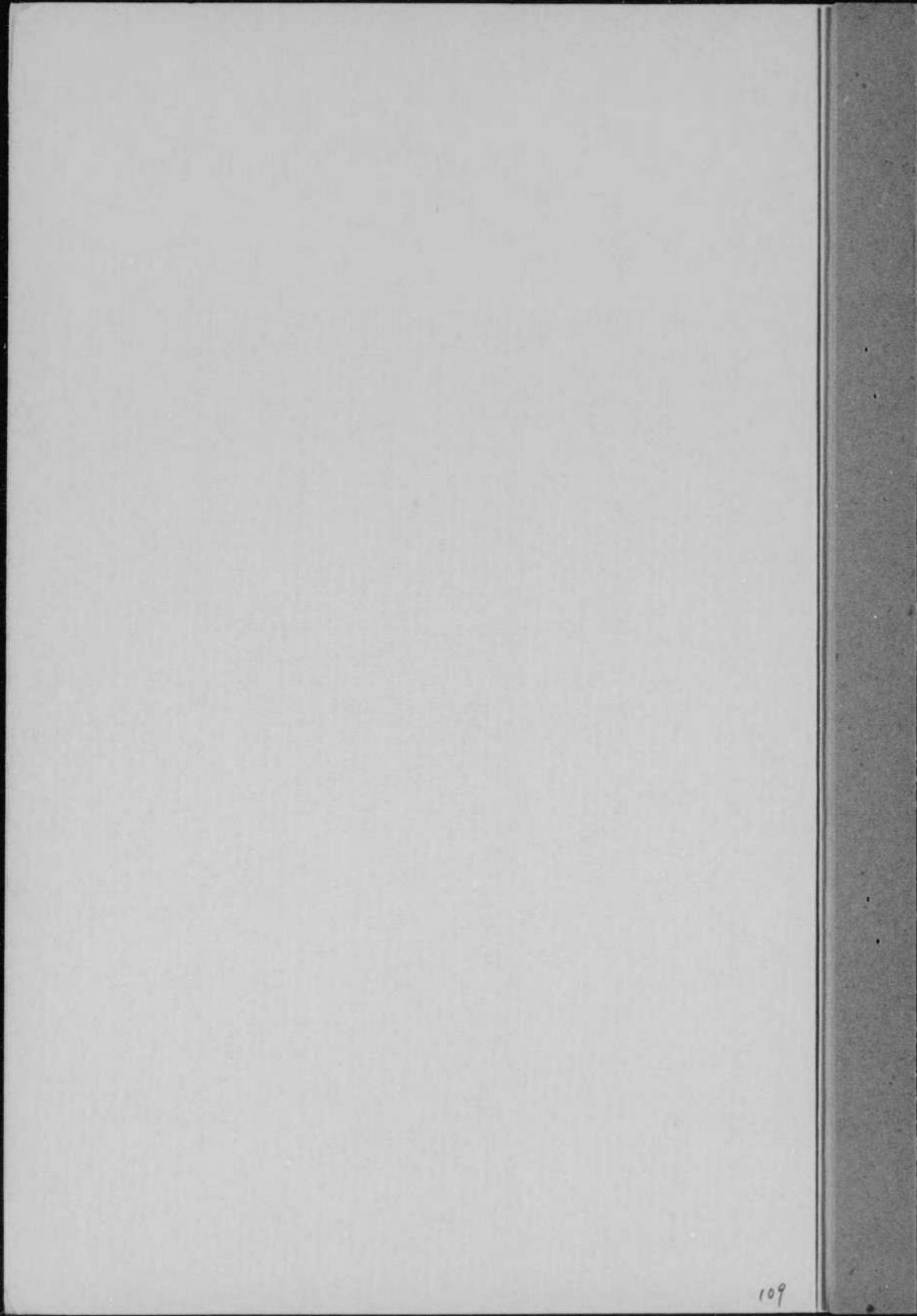
近年、我が国は比類なき経済成長等の歩みを経て大きな発展を遂げ、国際社会における比重も飛躍的に増大し、我が国が国際社会において先導的役割を果たすことが期待されている。

政府としては、日本国際賞の実施に関し、関係行政機関が必要な協力を行うことの閣議了解を行うものである。

日本国際賞の概要

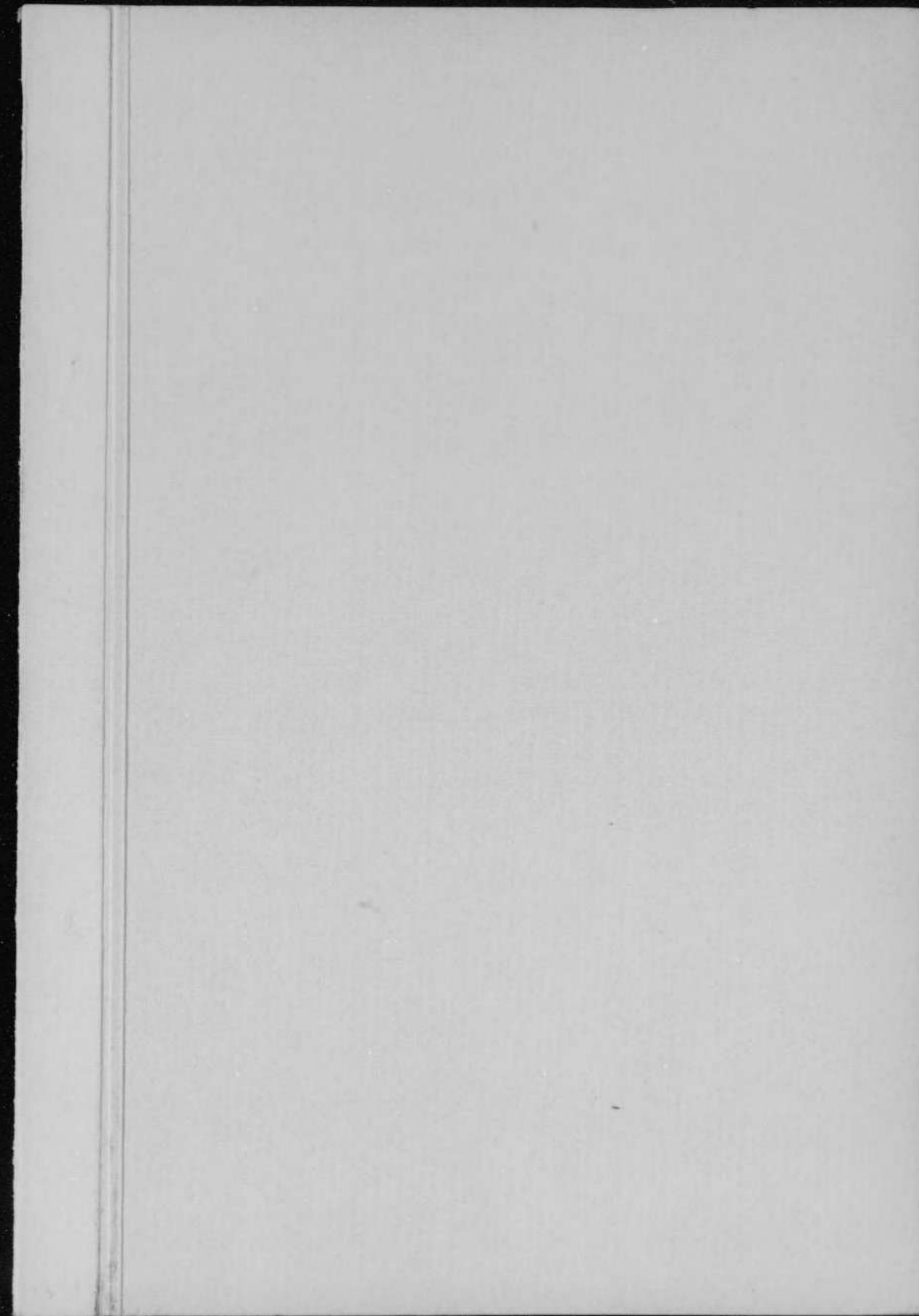
- 1 名 称      和文名 日本国際賞  
              英文名 JAPAN PRIZE
  
- 2 受 賞 者      科学技術の分野で独創的、飛躍的な成果を  
                  挙げ、その進歩に大きく寄与し、もつて人類  
                  の平和と繁栄に著しく貢献した者を対象とす  
                  る。原則として毎年2人とする。
  
- 3 選 考      内外の有識者からの推薦に基づき、財団法  
                  人国際科学技術財団の審査委員会が審査選考  
                  する。
  
- 4 顕 彰      受賞者には、日本国際賞（副賞5,000  
                  万円）を授与する。授賞式は、毎年春、東京  
                  で行う。

行三第 西行第



109

0000 0877



0000 0878